フラッシュ

経済·金融 7月 BOE 金融政策委員会:緊縮予 算を受け、現状維持を継続

経済調査部門 主任研究員 伊藤 さゆり TEL:03-3512-1832 E-mail: ito@nli-research.co.jp

イングランド銀行(BOE)は7日と8日に開催した金融政策委員会(MPC)で政策金利の 0.5%での据え 置きと資産買い取り(量的緩和)残高の 2000 億ポンドでの維持を決めた。緊縮予算案を公表した後初の MPCで、まずは超金融緩和策の継続で財政再建をサポートする格好となった。

先月6月のMPCでは、インフレ・リスクに対する見方が二分するようになっており、間接税の引き上げ が中期的なインフレ期待に及ぼす影響への警戒も示されている。緊縮予算案を受けた今回のMPCで、イ ンフレ・リスクを巡る判断にどのような修正が加わったのか、21 日公表の議事録の内容が注目されよう。

(キャメロン新政権の緊縮予算案公表後初のMPCも超金融緩和策の継続を決定)

イングランド銀行(BOE)は7日と8日に開催した金融政策委員会(MPC)で政策金利の 0.5% での据え置きと資産買い取り(量的緩和)残高の 2000 億ポンドでの維持を決めた。今回は、5月 に発足したキャメロン新政権が6月22日に緊縮予算案を公表した後初のMPCで、まずは超金融 緩和策の継続で財政再建をサポートする格好となった。

6月22日に公表された緊縮予算案は、ブラウン前政権がまとめた予算案に緊縮措置を追加、財 政赤字の対GDP比を、EU基準で 2009 年度(2009 年 4 月~2010 年 3 月)の 11.3%から 2015 年度に 1.2%に引き下げることを目指す内容である(図表 1)。財政赤字削減の手段として、歳出削 減が80%、増税20%の比重と歳出削減に重きをおいており、当初は赤字削減効果が大きい増税の 比重が高く、後半に行くほど成長促進効果が大きい歳出削減の比重が高まる。

歳出面では、公務員給与2年間凍結(低所得者を除く)、福祉支出の削減(子ども手当て3年間 凍結、住宅補助の見直しなど)、省庁予算の25%カットなどで、経常歳出中心の削減を進める。

税制改正の柱は 2011 年 1 月 1 日からのVATの引き上げ (17.5%→20%) であるが、軽減税率 の維持、所得税の基礎控除引下げ(2011 年 4 月 1 日~、6475 ポンド→7475 ポンド)で逆進性を 緩和、企業に対しても法人税減税(11 年 4 月 1 日より毎年 1 %ずつ引下げ、現行 28%→2014 年度 24%) や国民保険の課税最低限度の引き上げで負担を軽減する。他方、2011年1月1日から銀行 税を導入(初年度 0.04%、以後は 0.07%)、高額所得者を対象とする株式譲渡益への課税引き上げ (18%→28%) は6月23日から実施された。増税策においては、社会的な不平等の拡大抑制や労 働と貯蓄、雇用のインセンティブを削がないよう配慮したとされる。

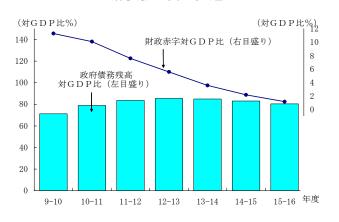
緊縮財政政策の公表後、国債利回りは低水準で推移(図表2)、ポンド相場は対ドルで増価する など(図表3)、これまでのところ市場に好感されているようだ。

(インフレ・リスクの見方が分かれた6月MPC、緊縮予算を受けた論調の変化が注目点)

今月のMPCは政策変更がなかったため議論の内容は21日公表の議事録まで明らかにならない。 先月 23 日に公表された 6 月のMP C議事録によれば、インフレ・リスクに対して、①ソブリン・ リスク不安を背景とする内外の緊縮財政の強化、銀行の資金調達コストの上昇で成長が抑制され、 下振れるとの見方と、② C P I がインフレ目標を上回る状態が続き (図表 4)、短期的なインフレ 期待も上向いており、間接税の引き上げなどが影響し、中期的なインフレ期待も上振れるリスクが あるとの見方に二分したことがわかっている。票決も、8名のMPC委員のうち据え置きが7票と 大勢を占めたが、センタンス委員が 25bp の利上げに票を投じた。

緊縮予算案を受けた今回のMPCで、インフレ・リスクを巡る判断にどのような修正が加わった のか、議事録の内容が注目されよう。

図表 1 緊急予算案による財政赤字と 政府債務残高の見通し

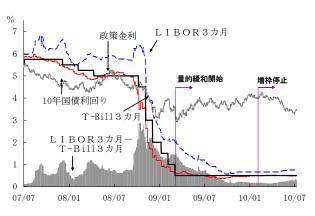


(注) EU基準による 年度は4月~3月(資料) 財務省

図表3 ポンド相場

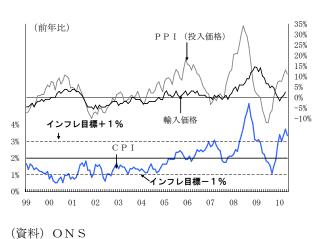


BOEの政策金利と市場金利 図表2



(資料) Datastream

図表4 インフレ率



(お願い) 本誌記載のデータは各種の情報源から入手・加工したものであり、その正確性と安全性を保証するものではありません。また、本誌は情 報提供が目的であり、記載の意見や予測は、いかなる契約の締結や解約を勧誘するものではありません。